

慶弔規程

社会福祉法人 ふきのとう

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふきのとう（以下「法人」という。）が実施する慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

(慶弔の種類)

第2条 法人が行う慶弔は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 死亡に対する弔意（以下「死亡弔意」という。）
- (2) 入院に対する見舞（以下「入院見舞」という。）
- (3) 災害に対する見舞（以下「災害見舞」という。）
- (4) 結婚に対するお祝い（以下「結婚祝い」という。）
- (5) 出産に対するお祝い（以下「出産祝い」という。）

(慶弔の対象者)

第3条 慶弔の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法人の役員
- (2) 法人の評議員
- (3) 法人の職員
- (4) 法人の事業を実施するにあたり、多大なる功績があった者
- (5) その他、理事長が必要と判断した者

(慶弔の内容)

第4条 前2条の規定により実施する慶弔の内容は、別表のとおりとする。

(慶弔の実施)

第5条 慶弔は、慶弔事由の発生を知った後、適当な時期を選んで速やかに実施するものとする。

(特別な慶弔)

第6条 理事長は、次の各号に掲げる事由により特別な慶弔を実施する必要があると認めるときは、当該各号に掲げる慶弔を実施することができる。この場合において、実施する慶弔の内容は、その都度、理事長及副理事長が協議して決定するものとする。

- (1) 第3条各号に規定する者以外の者で、法人活動に多大な功績があったと認められる者が第2条第1号から第5号に規定する慶弔のいずれかに該当することとなったとき 必要な慶弔
- (2) 第4条の規定にかかわらず、別表中その他の慶弔欄に規定する慶弔以外の慶弔を実施する必要があると認めるとき その他の慶弔

(規程の改正又は廃止)

第7条 この規程を改正又は廃止する場合は、理事会において決定する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

理事・監事・評議員・正規職員版

対象者	種類	基準	慶弔費	その他の慶弔
第3条第1号、第2号に該当する者 (理事) (監事) (評議員)	死亡弔慰	本人が死亡したとき。	30,000円	生花1対(20,000円) 弔辞(5,000円)
		配偶者が死亡したとき。	10,000円	
		実父母、養父母又は子が死亡したとき。	慶弔の可否を含めその都度協議	
		その他の同居親族が死亡したとき。		
	入院見舞	本人が負傷又は疾病により入院したとき。	5,000円	
災害見舞	天災等により被害を受けたとき。	10,000円	詳細はその都度判断	
第3条第3号に該当する者 (正職員)	死亡弔慰 (特休5日)	本人の父母又は養父母が死亡したとき。	10,000円	生花1対(10,000円)
		本人が死亡したとき。	100,000円	生花1対(50,000円) 弔電(5,000円)
		配偶者又は本人の子が死亡したとき。 (本人の子の弔電は無し)	30,000円	生花1対(20,000円) 弔電(2,000円)
	入院見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が7日以上にわたるとき。	10,000円	
	災害見舞	天災等により被害を受けたとき。	10,000円	詳細はその都度判断
	結婚祝い	本人が結婚したとき。(特休5日)	30,000円	祝電(5,000円)
		本人の子が結婚したとき。	10,000円	
出産祝い	本人又は配偶者が出産したとき。	10,000円		
第3条第4号第5号に該当する者	理事長が、慶弔の可否を含めその都度協議していく。			

非常勤職員版

第3条第3号に該当する者 (非常勤職員)	死亡弔慰 (特休5日)	本人の父母又は養父母が死亡したとき。	10,000円	
		本人が死亡したとき。	30,000円	生花1対(20,000円) 弔電(3,000円)
		配偶者又は本人の子が死亡したとき。	10,000円	生花1対(20,000円)、本人の子は無し)
	入院見舞	本人が負傷又は疾病により、入院が7日以上にわたるとき。	10,000円	
	災害見舞	地震、火災又は風水害等により住居が半壊若しくは半焼以上又は床上浸水若しくは土砂堆積の被害を受けたとき。	10,000円	
	結婚祝い	本人が結婚したとき。	10,000円	祝電(3,000円)
	出産祝い	本人又は配偶者が出産したとき。	10,000円	